

広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十一号

広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

広島県警察本部の組織に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条警務部の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。